

制度整備の概要

法令名	改正内容
放送法施行規則 (昭和25年電波監理委員会規則第10号)	(1) 基幹放送用周波数使用計画の表に掲げる補完中継局に適用される安全・信頼性基準は、超短波放送の親局の基準を適用する。 (2) (1)以外のその他の補完中継局に適用される安全・信頼性基準は、超短波放送の中継局の基準を適用する。
電波法施行規則 (昭和25年電波監理委員会規則第14号)	総務大臣が公示する期間内に免許申請を行うことを要する中継局を告示で定めるための所要の規定の整備を行う。
無線局免許手続規則 (昭和25年電波監理委員会規則第15号)	今回の制度整備とは別に所要の規定の整備を行う。
基幹放送用周波数使用計画 (昭和63年郵政省告示第661号)	(1) 補完中継局の開設目的、使用可能な周波数を基幹放送用周波数使用計画の表に定める。なお、空中線電力は、所要の電界強度を確保する最小の値とする(ただし、補完中継局の設置される都道府県のFM親局の空中線電力の値を超えてはならない)。 (2) (1)以外のその他の補完中継局の開設目的、空中線電力(原則として100ワット以下)、使用可能な周波数の選定方法を定める。 (3) その他、所要の規定の整備を行う。